

委 託 仕 様 書

平成29年6月15日適用

I 共通仕様

1. 委託仕様については下記の通りとする。

本業務委託は県土整備部発行の業務委託共通仕様書等に準拠し、履行するものとする。

栃木県県土整備部発行の業務委託共通仕様書

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/town/koukyoujigyou/kensetsu/kyoutuusiyousyokankei.html>

2. 委託実績データ(委託カルテ)の作成及び登録について

本業務の受託者は、業務請負金額が100万円以上となった場合、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づいて「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを監督員に提出しなければならない。

これは、用地補償コンサルタント業務も同様とする。

ただし、請負額が100万円未満の場合及び登録申請不要団体・登録申請不要事業については、この限りではない。

3. 成果品の電子納品について

請負者は、原則として成果品の電子納品を実施しなければならない。電子納品に当っては、『鹿沼市電子納品運用ガイドライン』を遵守すること。